

## 奈良工業高等専門学校留学生相談員制度実施要項

昭和 59 年 9 月 27 日制定  
平成 26 年 3 月 13 日改正  
平成 28 年 1 月 7 日改正

### (目的)

第1 この要項は、外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、日本人学生による個別の指導を行い、学習の向上及び環境への適応に資することを目的とする。

### (指導対象)

第2 指導は、第3学年及び第4学年の留学生を対象とする。ただし、第4学年の留学生については、教務主事、寮務主事及び当該学科主任が協議のうえ、指導の対象外とすることができる。

2 前項にかかわらず、第5学年の留学生については、特別な事情がある場合に限り、教務主事、寮務主事及び当該学科主任が協議のうえ、指導の対象とすることができる。

### (留学生相談員の委嘱)

第3 留学生相談員は、原則として、寮生活面・学業面に分けて選出する。寮生活面については、寮生の中から人物が優れた日本人学生を寮務主事が選考し、1名または複数名の留学生を指導する。学業面については、留学生の所属する学科の中から人物・学業とも優れた日本人学生を、当該学科主任が選考する。ただし、指導対象となっている第4学年の留学生については、寮生活面・学業面のどちらか一方でもよいこととする。なお、選出された留学生相談員は、別紙様式1により校長が委嘱する。

### (委嘱期間)

第4 委嘱の期間は、校長が必要と認めた期間とする。

### (指導内容)

第5 指導の内容は、別に定める基本指導事項により、日本語能力や基礎学力を補足して学習上の援助を行うとともに、日常生活上の助言等を行う。

### (指導報告書)

第6 留学生相談員は、別紙様式2により毎月指導報告書を校長に提出する。

### (指導謝金)

第7 前項の指導報告書に基づき、謝金として予算の範囲内において、毎月支給する。

### (その他)

第8 この要項に定めるもののほか、留学生相談員制度の運用に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、昭和59年9月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

### 附 則（平成元年4月1日）

この要項は、平成元年4月1日より施行し、平成元年1月8日から適用する。

### 附 則（平成10年12月17日）

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年2月9日）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成26年3月13日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年12月7日）

この要項は、平成28年12月7日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

別紙様式1

委 嘱 状

工学科第 学年

氏 名

奈良工業高等専門学校留学生相談員に委嘱する。

任期は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校長

(印)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

## 留学生相談員指導報告書 (平成 年 月分)

奈良工業高等専門学校長 殿

基本指導事項に基づき、下記のとおり指導を行いましたので、報告いたします。

|                 |                  |               |
|-----------------|------------------|---------------|
| 対象留学生<br>所属・氏名： | 留学生相談員<br>所属・氏名： | 工学科 第 学年<br>印 |
|-----------------|------------------|---------------|

| 日<br>(理)  | 時 間            | 指 導 内 容 | 日<br>(理)  | 時 間            | 指 導 内 容 |
|-----------|----------------|---------|-----------|----------------|---------|
| 1<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 17<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 2<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 18<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 3<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 19<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 4<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 20<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 5<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 21<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 6<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 22<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 7<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 23<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 8<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 24<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 9<br>( )  | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 25<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 10<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 26<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 11<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 27<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 12<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 28<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 13<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 29<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 14<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 30<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 15<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 31<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         |
| 16<br>( ) | 自 時 分<br>至 時 分 |         | 合計時間数     |                |         |

\* 祝日の場合は、曜日欄に「祝」と付記してください。

上記のことを確認しました。

| <特に留意した事項> | 業務主事 学科主任 学級担任 入試係 留学生 |      |      |     |     |
|------------|------------------------|------|------|-----|-----|
|            | (寮生)                   |      |      |     |     |
|            |                        |      |      |     |     |
| (通学生)      |                        | 学科主任 | 学級担任 | 入試係 | 留学生 |
|            |                        |      |      |     |     |

## 留学生相談員基本指導事項

留学生相談員は、概ね下記に定める内容に従い、計画的に留学生の指導に当たるものとする。

### 記

#### (指導内容及び時間)

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 1 一般科目指導 | 1週間 | 2時間程度 |
| 2 専門科目指導 | 1週間 | 2時間程度 |
| 3 日本語指導  | 随   | 時     |
| 4 生活指導   | 隨   | 時     |

指導内容及び、指導上特に留意した事項については、毎月の指導報告書に記入のうえ、学級担任の確認を受けたのち、寮務主事及び学科主任の点検を受けること。